

次世代医療基盤法の全体像

- カルテ（診療録）等の医療情報について、医療分野の研究開発に幅広く利活用するためには、「集めて」「つなぐ」仕組みを整備することが必要。しかしながら、個人情報保護法では、病歴等の要配慮個人情報を第三者に提供するためには、学術研究等を除き、オプトイン（あらかじめ本人が同意すること）による必要がある。
- このため、個人情報保護法の特則となる次世代医療基盤法は、一定の要件を満たすオプトアウト（あらかじめ通知を受けた本人又はその遺族が停止を求めないこと）により、
 - ① 医療機関等から認定事業者への医療情報の提供
 - ② 認定事業者から利活用者への匿名加工医療情報の提供を可能とするもの。

【イメージ図】

